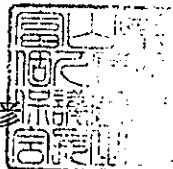


答申第21号
令和2年6月26日

富山県知事 殿

富山県個人情報保護審議会

会長 細川俊彦



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人
情報ファイルの取扱いについて（答申）

令和2年6月11日付け市第192号により諮問のあった、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、富山県個人情報保護条例第45条第2号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審議会が点検を行ったところ、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。